

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間当時は、両親及び兄夫婦と同居しており、家業に兄と共に従事していたことから、両親が兄夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人及びその兄夫婦の保険料を両親が納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人は、その両親及び兄夫婦と同居していることが戸籍の附票から確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中である昭和45年10月9日に払い出され、45年1月6日にさかのぼって資格取得されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度の保険料である昭和45年1月から同年3月までの保険料は納付済みとされていること、及び申立期間当時、申立人の両親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする兄夫婦については、申立期間を含め、すべての国民年金加入期間の保険料が納付済みであることを踏まえると、申立期間のみが未納であることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年9月まで

昭和43年9月から48年9月まで、地元の婦人会の集金により国民年金保険料を納付していた。申立期間が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住する地域では、申立人が主張するとおり国民年金保険料を地元の婦人会が集金していたことが確認できる上、申立期間は任意加入期間であり、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の夫についても、国民年金加入期間はすべて保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社B部における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

A社に昭和55年5月31日まで勤務し、その後子会社のC社に異動したが、その際の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が55年5月31日となっていたため、1か月間の加入記録が無い。異動の際にA社から交付された除籍辞令を提出するので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が交付した除籍辞令及び事業所担当者の証言から判断すると、申立人が同社及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和55年6月1日にA社本社B部からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人のA社本社B部における昭和55年4月の社会保険事務所(当時)の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったものと回答していることから、事業主が、資格喪失日を昭和55年5月31日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和60年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年1月14日まで
当時、A事業所とB事業所は共に「同一人物」が経営しており、業務命令で行き来していたことはあるが、必ずどちらかで勤務していたため空白期間ができることは無いはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和60年12月31日にB事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、61年1月14日にA事業所において資格を取得している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び複数の元同僚の陳述から、A事業所とB事業所は、事業主が同一であることが確認できることから、申立人の両事業所間の異動は、同一グループ内の転勤であると推認できる上、申立人は、申立期間以前の昭和60年3月21日にA事業所からB事業所に異動しているが、当時の被保険者記録において空白期間は見られない。

また、申立期間について、A事業所において厚生年金保険の加入記録がある複数の元同僚が、申立人を記憶していることから、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務し(昭和60年12月31日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和61年1月の社会保険事務所(当時)の記録から16万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、申立人のA労働組合連合会における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正するとともに、申立期間②について、申立人のA労働組合連合会における資格取得日に係る記録を35年1月13日、資格喪失日に係る記録を36年3月1日に、A労働組合における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、34年10月及び35年1月から同年4月までの期間を1万8,000円、同年5月から37年4月までを3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和35年1月13日から37年5月1日

私は、昭和18年1月から41年8月までA社B工場（現在は、C社B事業場）とA労働組合に継続して勤務していた。空白期間があるのは納得できない。年金記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社B事業場から提出のあった年金加入記録の訂正を求める書面及び事業所の回答により、申立人がA労働組合連合会及びA労働組合に継続して勤務し（昭和34年11月1日にA労働組合連合会からD労働組合同盟に異動、35年1月13日にD労働組合同盟からA労働組合連合会に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A労働組合連合会に係る昭和

34年9月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA労働組合における37年5月の社会保険事務所の記録及び事業所の回答から、35年1月から同年4月までを1万8,000円、同年5月から37年4月までを3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人が異動した際に事務処理の不備があり、厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じた。」としていることから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の得喪の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年10月及び35年1月から37年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から59年1月5日まで

私は昭和58年3月にA社をいったん退職し、別の会社に勤務したが、同年6月1日に再びA社に入社した。

ところが、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の再取得日が昭和59年1月5日とされている。

申立期間の厚生年金保険料が控除されていることを示す給与明細書もあるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に昭和58年6月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については給与明細書の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月

昭和 60 年 5 月に会社を退職し、同年 6 月に A 区役所に出向いた際、区役所の窓口で国民年金の説明を受け、1 か月の保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 6 月に A 区役所で国民年金の説明を受け、その時に申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号欄には、B 社会保険事務所（当時）のゴム印が押されており、A 区役所の担当者は、「B 社会保険事務所で行った加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けたと考えられる。」と回答している上、申立人の加入手続きに係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、平成元年 2 月ごろに払い出され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間当時は、大学生であり、自分自身で国民年金保険料を納付していたわけではないが、国民年金に任意加入していた母親から、私と双子の姉についても国民年金に任意加入の上、保険料を納付していたと聞いている。

当時の年金手帳は、A市役所B支所の職員から返すように言われて、母親が返還したため、現在、申立期間当時の年金手帳は無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年6月8日に払い出されており、申立人が大学を卒業し、国民年金への加入が強制となった同年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されているところ、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、同手帳記号番号が払い出された時点では申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、加入手続等についての具体的な記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、A市は、「誤って年金手帳を発行した場合を除き、原則として、その返還を求めている。」と回答しており、申立内容を確認することができない。

加えて、申立期間は、申立人の姉も未加入期間となっている。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間当時は、大学生であり、自分自身で国民年金保険料を納付していたわけではないが、国民年金に任意加入していた母親から、私と双子の妹についても国民年金に任意加入の上、保険料を納付していたと聞いている。

当時の年金手帳は、A市役所B支所の職員から返すように言われて、母親が返還したため、現在、申立期間当時の年金手帳は無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の結婚（昭和59年3月*日）後の住所地（C県D市）を管轄するD社会保険事務所（当時）で払い出されており、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時の申立人の住所地（A市）において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、加入手続等についての具体的な記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、A市は、「誤って年金手帳を発行した場合を除き、原則として、その返還を求めている。」と回答しており、申立内容を確認することができない。

加えて、申立期間は、申立人の妹も未加入期間となっている。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年6月まで
会社を辞めた後、父親が経営する事業所で働いた。父親は国民年金保険料の納付記録があるので、妹が私の保険料も納付してくれていたと思う。未納となっている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月21日に払い出されており、42年4月2日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、払出時点においては、申立期間の保険料は制度上時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妹に聴取したが、「町のいろいろなお金を納めていたが、その中に国民年金保険料が含まれていたかどうかなど、詳細は覚えていない。」との回答であり、申立人の申立期間の保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
女学校を卒業した昭和 16 年 4 月に A 社に入社し、その後、同社 B 支店に移った。同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、期間は定かではないが、申立人が A 社本店及び同社 B 支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、同社本店及び同社 B 支店における勤務期間、並びに同社 B 支店を退職した時期についての記憶が明確ではない。

また、事業主に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当時の厚生年金保険法により、女子が厚生年金保険の適用対象となったのは昭和 19 年 10 月 1 日以降であることから、申立期間のうち、同年 9 月以前の期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることはできない期間であるとともに、同年 10 月以降の期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月ごろから同年 8 月ごろまで
② 昭和 35 年 8 月ごろから 36 年 12 月ごろまで

昭和 35 年 6 月ごろから、A 社に販売員として勤務していたが、販売成績が良かったので、同年 8 月ごろ、B 社に引き抜かれ、36 年 12 月ごろまで勤務していた。

これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な勤務内容の記憶等から、期間は特定できないが、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を有する 8 名に照会したものの、申立人のことを知る者はいなかった。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、期間は特定できないが、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、同社の元取締役に照会したところ、「歩合制の販売員は、厚生年金保

険に加入していない者もいた。」と証言している上、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を有する 12 名のうち、連絡のついた 5 名からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることはできなかった。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 16 日から 60 年 8 月 1 日まで

A社の代表取締役だった父親の依頼により、昭和 57 年 9 月 16 日から同事業所に勤務していた。一歳違いの弟は高校卒業後すぐに同事業所に勤務しており、年金記録に空白期間は無いが、なぜか私の厚生年金保険の資格取得日は 60 年 8 月 1 日になっているため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「一緒に勤務していた弟の厚生年金保険の記録は空白期間が無い。」と主張しているが、申立人の弟が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した時期は、高校を卒業し入社した昭和 56 年 4 月から相当期間経過後の 60 年 1 月 21 日であることが確認できる。

また、申立人及びその弟の雇用保険の資格取得日は、いずれも厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の父親である元事業主は死亡している上、申立人の母親に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言等は得られなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ごろから 45 年ごろまで

昭和 43 年の春ごろから 45 年の春ごろまで、A社B支店に勤務し、戸別訪問販売の仕事をしていた。ところが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、間違いなく当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行する表彰状、研修の修了証及び同僚等の証言から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間中に同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当時の賃金台帳等の資料が無いため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明であるが、当時、申立人が支店採用の訪問販売員であったならば、個人事業主的な勤務形態であり、正社員ではないため、社会保険及び雇用保険には加入させていない。」と回答している。

また、上司及び同僚からは、「当時は、正社員のみが健康保険及び厚生年金保険に加入していたと思う。」、「申立人は、支店採用の訪問販売員であり、正社員ではなかったため、会社は厚生年金保険等に加入させていなかったと思う。」との複数の証言が得られた。

さらに、申立人の勤務時期及び厚生年金保険料の控除についての記憶は曖昧であり、申立人は、申立期間における厚生年金基金の記録も無く、雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、昭和 43 年 4 月から 44 年 6 月までは、保険料の納付記録がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和54年7月31日となっているが、給料支払明細書を見ると、同社に勤務していた53年4月から54年7月までの16か月分の厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和53年4月3日、資格喪失日は54年7月31日とされており、被保険者期間は15か月となっている。

一方、申立人から提出のあった昭和53年4月から54年8月までの分の給料支払明細書を見ると、53年4月から54年7月までの16か月分の厚生年金保険料が控除されており、オンライン記録と1か月の相違が生じていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった昭和54年8月分の給料支払明細書を見ると、「7月27日、深夜3H、2,451(円)」と記載されているが、申立人は、その内容や申立期間の勤務状況をよく覚えておらず、「申立期間は有給休暇であったかもしれない。」と回答しているが、「基本給」欄が空白となっていることから、勤務又は有給休暇であったとは考え難い上、雇用保険の記録においても54年7月28日が離職日となっている。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「申立人についての記憶はあるが、勤務の詳細等は覚えていない。また、関係書類についても保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、複数の同時期勤務者に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態についての証言を得ることはできなかった。

これらのことから、昭和 54 年 7 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることをもって、資格喪失日を同年 8 月 1 日と認めることはできず、申立人の同年 7 月分の給与から控除された保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月5日から同年3月20日まで
② 昭和62年2月1日から同年4月1日まで

A社B工場に昭和25年3月5日に入社し、同社に59年3月21日まで勤務しており、勤続月数は409月であるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は1月少ない408月とされている。納得できないので記録を訂正してほしい。

また、C社に入社したのは、昭和62年2月1日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年4月1日とされており、被保険者期間が2月少ない。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社B工場は、「申立人を始め昭和25年3月5日に入社した者は同年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得させている。」と回答しており、当該事業所が保管する厚生年金台帳を確認しても、申立人の資格取得日は、同年3月20日となっている。

また、昭和25年3月20日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、雇用保険の被保険者資格取得日を確認できる者は、いずれも申立人と同様、同年3月5日に同被保険者資格を取得していることが確認でき、上記の事業所からの回答内容とも考え合わせると、当時、当該事業所では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は 409 月であると主張しているが、A社B工場が保管する労働者名簿において申立人の退職日は昭和 59 年 3 月 21 日と記載されており、申立人自身も同日に退職したと供述していることから、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とする厚生年金保険法第 19 条の規定により、25 年 3 月から 59 年 2 月までの 408 月とされる。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間のうち、昭和 62 年 2 月 2 日以降の期間について、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、昭和 62 年 1 月から同年 2 月までに当該事業所に入社した複数の同僚についても、申立人と同様、同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該事業所では入社後一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、D町は、「申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民健康保険税を納付している。」と回答しており、申立人自身も申立期間に係る国民健康保険税を納付したことを認めている。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料や証言等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 581 (事案 300 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 2 日から 37 年 3 月 10 日まで
社会保険事務所(当時)に対し厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、昭和 31 年 5 月 2 日から 37 年 3 月 10 日までの A 社に勤務した期間については、同年 6 月 29 日付けで脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。

しかし、私は、脱退手当金という制度があったことを知らなかったし、支給を受けた記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、昭和 33 年 1 月から当該事業所が全喪する 37 年 7 月 22 日以前に資格喪失した者 9 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失後の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受け取っていないことを示す資料として、申

立人からの厚生年金保険加入記録の照会に対し、B社会保険事務所（当時）が昭和55年4月4日付けで行った回答文書を提出したが、当該資料は、前回の申立ての際にも添付されていることから新たな資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。